

保護者と学校の連携によるいじめ対策の推進

～すべての子どもの安全安心な学校生活のために～

新潟県小中学校 PTA研究大会

令和5年9月30日(土)
新潟県教育庁生徒指導課
石黒 浩司

いじめの定義 その1

○いじめ防止対策推進法

第2条（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校の内外を問わず、
塾やスポーツクラブ等
の集団も指す

＝早期対応による**深刻化、重大事態**防止のため、
被害児童生徒が「苦痛」を感じたら全て「いじめ」

いじめの定義に基づいた正確な認知 事例 ①

A君は、6月に、Bさんに勝手にあだ名をつけ、CさんとD君に対し、そのあだ名でBさんと呼んでからかうよう命令しました。

CさんとD君は嫌々ながら、A君の命令に従っていましたが、次第に暗い表情になるBさんのことをかわいそうに感じるようになり、夏休みが終わる前にBさんに謝り、「A君から無理やり言わされていた」と説明しました。

夏休みが明けたある日、B・C・Dの3人で、仕返しのためにA君をあだ名でからかっていたら、泣き出したA君が、担任のところに行きました。

いじめを受けたのは誰でしょうか？ いじめを行ったのは誰でしょうか？

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」 → **された**経験がある・・・9割 **した**経験がある・・・9割
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2016-2018
(2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より)

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

いじめの定義 その2

○新潟県いじめ等の対策に関する条例

第2条(定義)

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いもの**をいう。

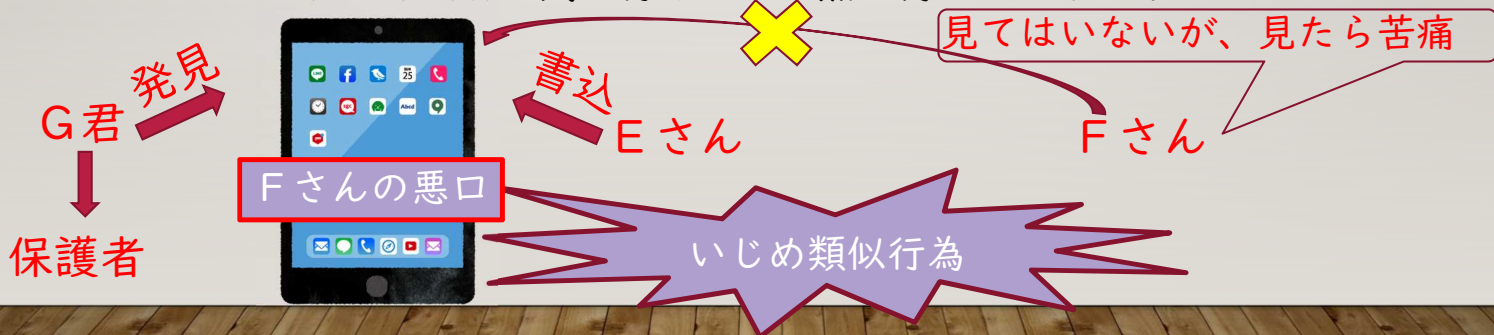
「たぶん、そうなるだろう」という、ある程度の確かな見込み

いじめの定義に基づいた正確な認知 ②

県の条例に関する事例から

Eさんは、学習用端末を使ってFさんの悪口を、Fさんに見られないようにチャットグループに書き込みました。G君は、Eさんが書き込んだFさんの悪口を発見しましたが、学校ではそのことを誰にも言わず、家に帰ってから保護者にそのことについて話しました。

G君の保護者が気を付けるべき点は何でしょうか？



いじめに関する全国の状況(国公立の合計) ①

いじめの態様 (複数回答可)	小学校				中学校			
	H29		R 3		H29		R 3	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	61.4	57.0	65.7	62.2	中学生の方が、小学生よりも、見つけにくいいじめの割合が高い。			
仲間はずれ、集団による無視をされている。	14.3	12.4	13.3	9.6				
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	23.2	25.0	14.5	14.3				
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	6.2	6.3	4.4	4.9				
金品をたかられる。	1.1	0.9	1.1	0.9				
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5.7	5.1	6.0	5.0				
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	7.8	9.6	6.7	8.1				
パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる。	1.1	1.9	8.0	10.0		小・中学生とも増加傾向。		
その他	4.2	4.5	3.7	3.5				

(文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から)

いじめに関する全国の状況(国公立の合計) ②

いじめの発見のきっかけ (件数)	小学生		中学生	
	H29	R 3	H29	R 3
学校の教職員等が発見	222,064	345,280	43,889	52,117
学級担任が発見	36,334	47,754	8,322	9,355
学級担任以外の教職員が発見	4,317	6,400	4,678	6,235
養護教諭が発見	972	1,044	555	649
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	536	541	242	228
アンケート調査など学校の取組により発見	179,905	289,541	30,092	35,650
学校の教職員以外からの情報により発見	95,057	155,282	36,535	45,820
本人からの訴え	51,167	81,981	19,519	25,828
本人の保護者からの訴え	29,771	51,451	11,058	12,737
本人以外の生徒からの情報	9,109	14,850	4,116	5,210
本人の保護者以外の保護者からの情報	4,110	5,740	1,475	1,613
地域の住民からの情報	253	296	94	98
学校以外の関係機関からの情報	417	621	173	203
その他(匿名による情報など)	230	343	100	131

学校ではアンケート調査を中心に、観察や面談などをきっかけとしていじめの発見に努めています。

いじめが行われていることが分かったら、すぐに学校に連絡してください。

(文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から)

新潟県教育委員会が取り組んでいる 「いじめ対策の4つの視点」

いじめに関する法令理解と学校の確実な対応の徹底を推進する。

- 1 学校の組織力強化
- 2 教員の意識改革と指導力・対応力の向上

県教育委員会から市町村教育委員会をつうじて、市町村立学校への普及・浸透につとめているところです。

- 3 相談体制の充実(相談しやすい体制の整備)
- 4 いじめ見逃しゼロ県民運動の推進

新潟県教育委員会が取り組んでいる 「いじめ対策の4つの視点」

いじめに関する法令理解と
学校の確実な対応の徹底を
推進する。

- 1 学校の組織力強化
- 2 教員の意識改革と指導力・対応力の向上
- 3 相談体制の充実（相談しやすい体制の整備）

スクールカウンセラーの配置、電話・メール・SNS(中学生)等窓口の設置、利用を促す。

- 4 いじめ見逃しゼロ県民運動の推進

いじめ見逃しゼロの意識のもと、学校・家庭・地域が連携したいじめの積極的な認知により、早期発見や未然防止に努める。

～すべての子どもの安全安心な 学校生活のために～



いじめについて、学校に相談・連絡しづらい場合は、以下の相談窓口をご利用下さい。

24時間子供SOSダイヤル

フリーダイヤル なやみ言おう (通話料がかかります)

0120-0-78310 または 025-285-1212

新潟県いじめ・不登校相談メール

ijime@mail soudan.org

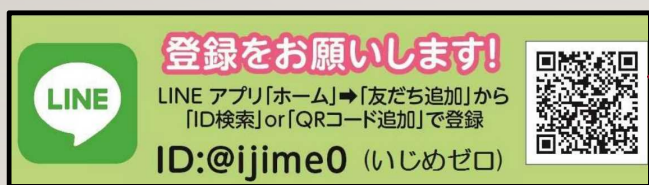


～すべての子どもの安全安心な 学校生活のために～



前ページの他の各種相談窓口や、
県民運動など、いじめ対策に関する
情報を発信しています。

いじめ問題に関心を持ち、いじめ
防止に向けた取組を支援・協力
いただける方(いじめ見逃しゼロ
県民運動 県民サポーター)を募集
しています。



ご清聴ありがとうございました

